

平成 2 7 年川西町議会

第 4 回定例会会議録

開会 平成 2 7 年 1 2 月 8 日

閉会 平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日

平成 2 7 年川西町議会

第 4 回定例会会議録

(第 1 号)

平成 2 7 年 1 2 月 8 日

平成27年川西町議会第4回定例会会議録（開 会）

招集年月日	平成27年12月 8日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成27年12月 8日午前10時宣告	
出席議員	1番 松村定則 2番 安井知子 3番 福西広理 4番 伊藤彰夫 5番 石田三郎 6番 今村榮一 7番 松本史郎 8番 寺澤秀和 9番 森本修司 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町長 竹村匡正 副町長 森田政美 教育長 山嶋健司 理事 河井美樹 総務部長 吉田昌功 福祉部長 下間章兆 教育次長 栗原 進 会計管理者 松本雅司 水道部長 福本哲也 産業建設部長心得 奥 隆至 総務課長 安井洋次 財政課長 西村俊哉 長寿介護課長 堀内規世子 健康福祉課長 吉岡秀樹 総合政策課長 山口尚亮	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長 吉岡伸晃 モニター係 野口明日香	
本日の会議に 付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名 議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	10番 中嶋正澄 議員	11番 芝 和也 議員

川西町議会第4回定例会（議事日程）

平成27年12月8日（火）午前10時00分開会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸報告
	報告第10号	定期監査報告について
第4		一般質問
第5	議案第60号	平成27年度川西町一般会計補正予算について
第6	議案第61号	平成27年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第7	議案第62号	平成27年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第8	議案第63号	平成27年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について
第9	議案第64号	平成27年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について
第10	議案第65号	平成27年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について
第11	議案第66号	平成27年度川西町水道事業会計補正予算について
第12	議案第67号	川西町行政組織条例の一部改正について
第13	議案第68号	川西町情報公開条例の一部改正について
第14	議案第69号	川西町個人情報保護条例の一部改正について
第15	議案第70号	川西町災害対策本部条例の一部改正について
第16	議案第71号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
第17	議案第72号	川西町行政財産使用料条例の一部改正について
第18	議案第73号	川西町公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部改正について
第19	議案第74号	川西町税条例等の一部改正について
第20	議案第75号	川西町国民健康保険税条例の一部改正について
第21	議案第76号	川西町介護保険条例の一部改正について
第22	議案第77号	ぬくもりの郷グループホーム条例の制定について
第23	議案第78号	ぬくもりの郷デイサービスセンター条例の制定について
第24	議案第79号	川西町消防団条例の一部改正について
第25	議案第80号	川西町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第26	議案第81号	山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立について
第27	議案第82号	ぬくもりの郷デイサービスセンター及びぬくもりの郷グループホームの指定管理者の指定について

(午前10時00分 開会)

議 長(寺澤秀和君) 皆さん、おはようございます。

これより平成27年川西町議会第4回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長(竹村正匡君) 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成27年川西町議会第4回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

本議会につきましては、平成27年度一般会計及び特別会計補正予算、条例の制定や一部改正など、多数の案件につきまして御審議をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長(寺澤秀和君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番 中嶋正澄君及び11番 芝和也君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より18日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(寺澤秀和君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より18日までの11日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

行政報告として、報告第10号、平成27年9月から平成27年11月期までの例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、木村監査委員より報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員(木村 衛君) 平成27年9月から11月期に行いました例月監査の結果を御報告申し上げます。

中嶋査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、平成27年度の川西町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の出納及び予算の執行につきまして、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を

受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などにつきまして、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議長（寺澤秀和君） 監査報告が終わりましたので、日程第4、一般質問に入ります。

順次質問を許します。

2番 安井知子君。

2番議員（安井知子君） 議長の許可を得まして、一般質問させていただきます。

空き家を利用して、狭い道の機能を大きくできないか。

太古の昔より、道は、文化・文明を運び、人類の発展の礎となってきました。また、川は人を育てる糧となり、大和川流域にはいつの頃からか人が住みつき、村ができました。その後、最大の通行車両といえば、リヤカーか大八車が考えられます。現代では、自動車（小さくても軽自動車）が一般的ですが、道が狭く、対向どころか一方通行さえできない道がたくさんあります。

子どもは辛抱しても、孫は辛抱できず、村を出ていきます。人口流出を防ぐ第一歩としても、自分の家まで車で出入りできることが現代の生活の必須事項になっていると思われれます。また、いざ緊急時の緊急車両の出入りは、重要な要件だと思います。

同時に、空き家があちこちに見られるようになりました。2年くらい前に自治会長さんによる空き家調査がなされたと思います。現在、奈良県下では、推定8万4,500戸の空き家があるとされています。狭い道のポイント、ポイントの空き家を町が買収するか賃貸契約するかして、駐車場、または車寄せ、またはUターン場所として利用できないか。1年に1軒でも2軒でもこれをなすことにより、車の通れない狭い旧村の道の機能を補足できないか考えることは不可能でしょうか。

平成27年10月26日、日本で初めて特定空き家の取り壊しが行われました。このような強行策実行の前に、空き家の持ち主、地元、町行政が協力して、この問題を考えられないでしょうか。

次に、障害者差別解消法の具体化に向けて。

平成28年4月よりの本格的な施行に当たり、障害を理由とする差別の解消等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するという県の責務を、今後川西町ではどのように具体化させようとしていますか。

また、さまざまな事象に対応できる相談体制、町民への周知、対応マニュアルの作成、職員の研修は進んでいますか。

先日、義眼の高齢者から、役場窓口での対応が冷たかったと陳情がありました。このような件は、職員の意識改善で解消できます。窓口での手話、点字ボード、ルビのついた書類等、お金をかけなくてもできることから初めてほしいと思いました。

終わります。ありがとうございました。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 安井議員の御質問にお答えいたします。

まず、「空き家を利用して、狭い道の機能を大きくできないか」についてでございます。

安井議員の御指摘のとおり、川西町内には車両の対向ができない、また、緊急車両の通行が不可能な道路が存在しております。また、現在は車社会であり、平成26年3月末現在で、奈良県では1世帯当たり1.1台の自家用車を所有している調査結果があり、1世帯に1台は所有されているのが現状で、車が生活の一部となっていることは言うまでもありません。

また、車両が容易に進入できる通路は、住民生活の安全性・利便性の観点から必要であり、これらの向上を図ることが若者世代の人口減少に歯どめをかける一つの手段でもあると、安井議員同様、私も痛感しております。

さて、議員の質問にもございます空き家についてでございますが、平成26年11月27日、空き家等対策の推進に関する特別措置法が交付され、全国的に空き家問題について取り組まれることとなりました。適切な管理が行われていない空き家などが防災・衛生・景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家などの活用のための対応が必要とされております。

本町においても、今年度中に町内に存在する空き家の把握と空き家の立地と状態など相対的な把握を行い、その調査結果をもとに、平成28年度において空き家等対策計画の策定を計画しております。空き家等対策計画を策定することにより対策の優先順位の設定を行い、適切な管理が行われていない空き家、放置することにより倒壊等、著しく保安上危険、衛生上有害、景観を損なっている、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある状態などの特定空き家について立入調査を実施し、指導、勧告、命令、代執行の措置ができることとなります。

町が空き家を買収することは困難ではございますが、所有者に対する空き家対策指導・助言を行う中で、取り壊し後の活用方法の一つとして、地域及び所有者の意見を聞き取り、駐車場等の活用を提案するなど、狭い道路であっても通行車両及び緊急車両がスムーズに通行できるよう、指導・助言を行ってまいりたいと思っております。

次に、障害者差別解消法の具体化に向けてであります。

川西町では、障害を理由とする差別の解消等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するという県の責務を川西町の責務と捉えた場合、何ができるかを考え、障害のある人・ない人がともに理解し合い、支え合う地域社会を構築するための住民参加型の奈良県が推進している運動、まほろば「あいサポート運動」に取り組みました。

この運動は、障害の内容・特性、障害のある方が困っていること、配慮の仕方やちょっとした手助けの方法などを知っていただき、実践する「あいサポーター」を養成する運動でございます。この運動を全職員対象に実施し、まほろば

「あいサポート団体」の認定を受け、全職員にあいサポートバッジの着用も推奨し、意識改善及び生涯学習を行っております。一般住民の方々、民生児童委員の皆様、LD研究会の皆様にも実施し、町民の皆様への周知等も進めております。

役場の窓口では、住民対応研修の受講、対応マニュアルの作成を行っており、住民対応の向上に努めております。障害担当の窓口では、障害者福祉の案内を作成し、少しでも障害のある人・ない人にわかりやすい、温かい対応に努めています。また、障害をお持ちの方々にアンケート調査を実施したり、関係団体などと話し合いをし、できることを常に調査・検討しながら、できることから取り組んでおります。

これからも障害を理由とする差別の解消等に関する施策を進めていきます。

以上でございます。

議長（寺澤秀和君） 安井知子君。

2番議員（安井知子君） やる気があれば、地域が元気になると思います。空き家の持ち主が自分の土地の買収を希望した場合、金額により考えてあげるのも一策だと思います。そして、地方創生の一環として、結崎駅前開発と並行して、道の狭さに困っている旧村の人の痛みを考えることも非常に大切だと思います。

そして、障害者の問題ですが、窓口で職員が「何かお手伝いできることはありませんか」という一言を出す気持ちになれば、随分違ってくると思います。

よろしく願いいたします。

議長（寺澤秀和君） 町長。

町長（竹村匡正君） 安井議員の意見をしっかりと踏まえて、役場で対応してまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

議長（寺澤秀和君） 3番 伊藤彰夫君。

3番議員（伊藤彰夫君） 伊藤です。議長の許可を得ましたので、質問いたします。

さきに通告してありますように、平成28年度予算編成の方針についてであります。

12月時点において、28年度予算編成に向けて鋭意取り組まれていることと思います。そこで、28年度はどのような考えでまちづくりを進めていかれるのかをお尋ねします。

まず、財政状況について振り返りますと、平成17年4月1日において地方財政制度の改正によって地方交付税が減少傾向になり、さらに町税も人口減と高齢化によって横ばいから減少傾向となり、将来的な支出の動向に対応するために、財政非常事態が宣言されました。その後、人件費や物件費、経常経費などの削減、事務の合理化などの努力が功を奏し、財政指標の各数値が健全化に向かい、昨年11月1日に財政非常事態の終結が発表されました。

平成26年度決算は黒字で、基金総額も本町の通常予算規模の約42億円に増えています。そして、今後は結崎駅周辺整備や工業団地などの大型事業が控えており、緊張した財政運営を心がけていく必要があると、町広報にも載ってしまし

た。

しかし、これからは、今まで非常事態宣言で縮減してきた施策や事業を積極的に展開できるように、守りから攻めにかじを切られてはどうか。健全財政となった今でも、役場内での節約は今後もしっかりと行っていくべきですが、町民の方々が安心して住める、よりよいまちづくりを進めていくことを第一に考えていただきたい。

竹村町長の4つの活力プランの中に、「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」があります。私は、子ども医療費の全面支援、乳幼児保育や学童保育の拡充、支援を必要とする子どもへの適切な指導員の確保、学力向上への取り組みなど、今以上に子育て環境を向上させる必要があると感じています。

また、「安心して暮らせるまちづくり」には、災害対策や福祉の充実を進めていくことはもちろんのことですが、平常時に日常生活で誰もが使う道の安全確保が最も必要に感じます。車椅子や高齢者の手押し車などがスムーズに通行できる、段差のない歩道の改良、雑草に覆われた歩道の除草、アスファルトの表面に亀裂や凹凸のない道路、水たまりの解消、夜道の暗がりの街灯設置、横断歩道や「止まれ」などの交通安全標示が消えているところの改善など、町の基盤である道づくりに積極的に取り組めば、まちの印象もさらに向上すると考えます。

そこで、町長に改めてお尋ねいたします。

28年度は、町長になられて3回目の予算編成になります。4つの活力プランのさらなる展開、特に今述べました子ども・子育てのまちづくり、安心のまちづくり、これらを含めてどのように考えておられるのか、3月議会に提出される予算案作成に当たり、町長の方針をお聞かせください。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 伊藤議員の御質問、28年度の予算編成の方針についてお答えいたします。

平成28年度の予算編成につきましては、10月1日付で、私の意向を反映させていただいた予算編成方針を各部課長に対して示したところでございます。ここでは、本町の現状につきまして、人口の減少による税収及び交付税収など歳入面での不安定性、歳出におきましても、駅前整備や公債費負担などによる歳出増を示させていただきました。

そして、そのような状況を踏まえて、新年度の予算につきましては、一つ、政策目標を明確にし、前例踏襲を排除し、事業の選択と集中により限られた財源を有効に使う、一つ、住民生活に資することを主眼に事業展開し、住民福利の向上を目指す、一つ、将来の負担も考慮しつつ、発展の基盤となる施策に取り組むという3点に留意して編成するよう指示させていただいているところでございます。

さらに、予算立案に際しましては、私の公約をベースとした「人・企業にとって魅力あるまちづくり」「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」「安心して暮らせるまちづくり」「住民参加で開かれたまちづくり」の4つを施策の柱とし、考えるよう、また、予算組みには国・県などの動向を細心の注

意をもって把握し、財源負担をできる限り軽くするよう指示しております。方向性としましては、人や企業を呼び込むことにつながる施策、そして、何よりも住民の暮らしの向上に効果のある新たな行政課題に適切に対応する施策を導入していくということでございます。

先ほど私が申し上げました新年度予算にかかわる3つの編成方針の中の2つ目に申し上げました「住民生活に資することを主眼に事業展開し、住民福利の向上を目指す」ということの中に、議員がお述べになった学童保育の充実などの子育てにかかわる事業や住民の健康増進、教育力の向上、また公共施設が安全に利用できるための事業などが含まれていくものと考えております。

これらの実現に向けて、庁内で新たな事業を職員各員から提案させて、住民の皆さんの暮らしの向上や地域の振興に効果のある施策を予算に反映するよう指示もいたしております。

また、御質問の中にありました基金についてでございますが、基金の中には既に用途が予定されているものもあり、現在の基金総額全てが自由に使用できるというものではありません。しかし、さきに申しましたように、歳入面は今後減少傾向をとらざるを得ないと思われまますので、各種の事業を実現していく中での財源不足に対応して、基金を有効に活用していき、住民の福利に主眼を置いた予算編成を心がける所存でございます。

なお、現在策定中の地方版総合戦略も反映させた地域活性に向けた事業も取り込む形の予算編成をと考えております。

以上でございます。

議長（寺澤秀和君） 伊藤彰夫君。

3番議員（伊藤彰夫君） 竹村町長の来年度に向けての意気込みを聞かせていただきました。川西町を住みよいまちにしていくには、歳入も減っていく中、限られた予算をどのように効果的に執行していくか、何を優先するか、難しい判断があるうとは思いますが。当然、将来を見据えて大きな事業の展開も必要とは思いますが。

今、川西町で生活しておられる町民の方々が安心して子育てができ、安心して年を重ねていけるようなまち、誰もが「川西町に住んでよかった」と実感できるようなまちづくりを進めていただきたいと思います。3月議会に提出される新年度予算につきまして期待しております。

以上で終わります。

議長（寺澤秀和君） 1番 松村定則君。

1番議員（松村定則君） 松村でございます。議長の許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。

まず、避難行動要支援者の名簿についてであります。

平成26年8月豪雨による広島の土砂災害、今年9月には常総市鬼怒川堤防決壊による浸水被害が発生したことも記憶に新しいのですが、ここ川西町でも、河川の氾濫が起きれば大きな被害が予測されております。

そこで、既に作成されている災害時要援護者名簿は、平成25年の災害対策基本

法の改正により、避難行動要支援者名簿となりますが、作成した名簿の情報は平常時から地域自治会や支援者に提供され、その情報が共有されなければ、いざというときの円滑で迅速な避難支援の実施には結びつかないのではないのでしょうか。そのため、平常時から支援者と避難方法などについて打ち合わせをして、実効性のあるものにしなければなりません。個人情報保護法もあわせて、あす起きるかもしれない災害への対応をいかがお考えか、お伺いいたします。

続きまして、在宅介護者の家族支援についてであります。

地域包括ケアシステムでは在宅介護に重点が置かれますが、高齢者が高齢者を介護する老老介護、介護離職、あるいは仕事と介護の両立に苦慮している方などがおられます。介護疲れが事件や事故につながることもあります。家族介護者の実態を把握した上で、さまざまな状況に応じたきめ細かな対策を検討し、家族の孤立をさせないための支援の拡充が望まれます。

また、在宅介護のストレスは非常に高いと言われております。家族の負担軽減、支援策はまだまだ必要であると考えます。認知症への理解を深めることや認知症コーディネーターの拡充、相談機関の充実は言うまでもなく、介護家族のストレスを緩和し、情報交換の場とするためのささやかな拠点が地域に欲しいと考えております。認知症患者の居場所となるだけでなく、家族、専門家、地域住民が集って交流し、専門家から助言を受ける場にもなり、正しい理解を広める場となる認知症カフェの設置を検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお伺いいたします。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

まず、避難行動要支援者名簿についてでございます。

川西町では、災害時における自主防災組織が果たしている役割の重要性にかんがみ、川西町の各自主防災組織相互の連携を密にし、自主防災体制の充実・強化することを目的として、各自治会の自主防災会の構成をもとに、平成25年度に川西町自主防災連絡協議会が立ち上がりました。毎年この連絡協議会の総会時において、各自治会代表の方に要援護者名簿（災害時において安全な場所に避難する際、支援を要する人の名簿）を配布しております。ただし、平成25年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿を作成することとなっており、現在、地域防災計画の作成中であり、名簿の基準を検討しているところでございます。

要援護者が迅速かつ適切に避難を行うためには、援護者本人を含めた近隣住民同士での日頃からのつながりや信頼関係が不可欠であり、声かけや見守り活動など、連携を平常時から深めるためには、松村議員が言っておられるとおり、名簿の共有が確かに必要であると思われまます。

連絡協議会のメンバーのほとんどは自治会の会長さんが兼ねておられ、地元住民の方々の家庭状況など把握されていると思われまますので、迅速な対応が期待できるものと思われまます。また、個人情報保護においても、災害対策基本法の改正に

より、川西町個人情報保護条例に規定されている「法令等に定めがあるとき」の条文に基づいて、目的外利用が可能とされておりますが、個人情報については細心の注意を払わなければいけないと思っております。

なお、避難行動要支援者名簿につきましても、早期作成する必要があると考えております。

次に、在宅介護者家族の支援についてでございます。

重度な介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの実現に向けて日々業務を進めているところでございます。高齢者の在宅介護生活を支えるには、1、認知症の人本人に合わせた適切なケアマネジメント、2、地域で支える視点を持ち、本人の生活全体を意識した介護サービスやボランティア、民間サービスなどの社会資源の活用、3、家族支援と他職種のかかわり、4、家族が問題を抱え込んだり地域で孤立しないようにする相談先が必要です。

全国65歳以上の高齢者4人に1人が認知症またはその予備軍と言われ、高齢化の進展に伴い、さらに増加することが見込まれ、今や認知症は誰もがかかわる可能性があります。地域包括ケアシステム実現のための重点的取り組み事業の一つである認知症施策として、厚生労働省で認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）が策定されています。認知症の人やその介護者への支援を行うことは、認知症の人の生活の質の改善にもつながります。議員がお述べのように、在宅介護のストレスは非常に高く、本町では、平成30年4月までに認知症総合支援事業として認知症初期集中支援チームの設置や認知症地域支援推進員を配備、認知症高齢者やその家族が集える場所、例えば認知症カフェなどの設置や推進をすることにより、認知症の早期対応や家族など介護者の精神的・身体的な負担の軽減や生活と介護の両立を支援できる環境・体制づくりなどを実現するために取り組んでいるところです。

そのようなことから、認知症施策の推進事業で認知症カフェの設置は欠かせないと考えるところでございます。町または地域の実情を十分考慮しつつ、設置方法や設置場所、形式等をあわせて検討するところでございます。今後、地域住民の方々の御理解と御協力等をお願いしていくこととなります中で、議員の皆様方にも御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（寺澤秀和君） 松村定則君。

1番議員（松村定則君） 御回答ありがとうございます。

いつ起こるかもしれない災害のとき、仮にあす起きたとしますと、そのとき、自治会長さんが御不在のときには対応ができないのではないのでしょうか。もう少し周りの人たちの名簿に対する協力がいただけたらありがたいかなと思います。

それから、認知症カフェに関してであります。いろいろな取り組みをされているということで、現在、社会福祉協議会のほうで年1回ほどそういう交流会をされております。その拡充も含めて今後の対策を検討いただきますよう、よろしく

お願いいたします。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 町長。
町 長（竹村匡正君） 自治会長さん不在の場合ということでございますが、自主防災連絡協議会の総会の場において、トップ不在の場合、各自主防災会がどのように対応するかということをお話しさせていただきたいと思っております。

また、先日の新聞では、「介護殺人 加害半数が不眠」ということで、自分の家族を殺害した介護殺人のうちの半数近い方が、昼夜を問わない過酷な介護生活を強いられた結果、殺人に及んだというような記事が載っておりました。先ほど議員がお述べのとおり、介護される人だけではなく、介護する人のケアも含めてしっかり対応してまいりたいと思っておりますので、今後とも御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 11番 芝和也君。
11番議員（芝 和也君） 11番、芝和也です。議長の許可を得ましたので、前の3人に続きまして町長に質問いたします。

内容は、通告どおり、社会保障に対しての町長の基本的な御認識をお伺いするものであります。といいますのも、さきの9月議会での一般質問の折に、本町の国保や後期高齢者医療保険の取り組みに関しまして、今日さまざまな事情から陥らざるを得ない場合など、経済的困窮者の暮らし応援に資する取り組みとして、本町が独自に一定の基準を設けて必要な手だてを打つことを求めて議論をしましたが、町長は、現在法定されている制度は実施済みとされまして、これらの皆さんに現行制度上発生する一定の負担については、制度維持の観点からもやむなしとし、保険税や医療費の一部負担金の軽減策については新たに踏み切る考えはない旨、お示しになりました。

そこで、冒頭申し上げましたように、今般はこれら医療分野における町長の社会保障に対する御認識、捉え方についてお伺いいたします。

そもそも社会保障とは何ぞやという問題ではありますが、全ての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を持っていて、国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上に努めなければならない旨、皆さん御承知のとおり、憲法25条で規定されておまして、これは何を指しているかと言いますと、国民には生存権があって、国はそれを保障せなあかんよという意味にほかなりません。したがって、この規定に基づいて各種関係法令の整備がなされ、今日の我々を取り巻く社会の基本的な制度として広く働いているところであります。

つまり、社会保障とは、手を打つことにより住民生活を大きく支え、励ます、仕組み上の根幹にほかならないということでもあります。これについては町長も異論のないものと存じますが、まずはこの点についての御所見をお聞かせください。

その上で、経済的困窮者を支える担い手は一体誰かという問題ではありますが、緒についたばかりの未発達の経済社会ならいざ知らず、今日のような高度に発達した

状況下にあつては、社会全体、つまり政治を取り仕切る国や自治体にあるものと心得ますが、この点についても御所見をお聞かせいただきたいと存じます。

以上、よろしく願いいたします。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村正匡君） 芝議員の御質問にお答えいたします。

我が国の社会保障制度は、狭義の社会保障として、1、生活保護などの国が生活困窮者に健康で文化的な最低限度の生活を保障する所得保障制度である公的扶助、2、健康保険、年金保険、介護保険、労働災害保険など、原則として加入者の負担によって給付が賄われる社会保険、3、児童、障害者、高齢者などが社会生活を営むのに必要な能力の育成、回復、補強のために一定の財、人的サービスを提供する社会福祉、4、結核予防や栄養改善などを行う公衆衛生及び医療、5、国民の老後における健康の保持と適切な医療を確保するため、総合的な保健・医療サービスを提供する老人保健の5部門があり、戦争犠牲者対策と恩給を含めた広義の社会保障がございます。

社会保障制度は、住民生活を守るセーフティネットの機能を持っており、生涯にわたって支え、基本的な安心を与えるために継続的に実施する必要があります。それら制度に伴う社会保障給付費は年々増加しており、急速な少子高齢化の進展や景気の低迷などにより、高い水準の公的サービスと国民負担率のギャップを財政赤字で埋めているのが我が国の現状でございます。

また、社会保障に対する国民の負担は、1970年は5.4%であったものが、少子高齢化の進展などに伴い、2015年には17.8%に増加しております。ちなみに、税も含めた国民負担率は24.3%から43.4%へと増加しております。社会保障に要する費用の増加に対応しつつ、活力ある経済社会を維持していくためには、給付と負担の効率化・適正化に取り組むなど、持続可能な社会保障制度を確立することが急務となっております。そのため、国においては、社会保障と税の一体改革を実施し、消費税引き上げによる社会保障制度の安定財源確保を図っているところでございます。

本町においても、このような観点から、国の各種制度に基づき、また、町単独施策も踏まえ、住民福祉の向上に努めているところでございます。

次に、生活困窮者を支える担い手については、議員が述べておられました国、地方公共団体だけではなく、自治会、ボランティア団体など地域社会、つまり社会全体で支えることが基本であると考えております。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 芝和也君。

11番 議員（芝 和也君） まず、社会保障全般について町長から現下の状況を御説明いただいたかと存じます。今の説明も含めまして、社会保障とは、住民全体におきまして各種の生活部面でいろいろ困ったこと等が起こってきますけれども、そういった住民生活を応援していく、その仕組み上の根幹に置かれているものという認識は町長もそのとおりだと思いますけれども、まず、端的にその御認識に

ついてお伺いいたします。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村正匡君） 社会保障ということで、芝議員は憲法25条の条文を出されておりますけれども、憲法第25条は、「生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の責務」との標題のもと、芝議員がお述べになった条文が記載されております。元来、憲法とは、国家が個人の自由に介入しないようにすることを目的に定められておりますが、この第25条は、国家が市民生活に介入することを求めているもので、非常に差異が際立った特徴的な条文であるかと考えております。

それは、かつて19世紀から20世紀初頭にかけて高度に資本主義社会が発達し、貧富の差が拡大、富める人々は貧しき人々に、貧困の問題は個人の問題である、よって貧困の解消のため自助努力をすることを求め、解消されないのは自助努力が足りないとしてきた時代がございました。しかし、貧困の問題は、もはや個人の怠惰だけの問題ではなく、社会の問題、社会構造のひずみの問題であるとの思想が広がりました。そのことにより、憲法に25条のような個人の自由を保障するもの以外の条文が記載されたと理解しております。

芝議員は、従前より、社会保障の拡充が住民生活を大きく励ますことになるとお述べではございますが、私は、この25条の成り立った背景から勘案すると、第2項に関しては、貧富の差が拡大するような社会、どんなに頑張っても報われない社会をつくらないこと、つまり、ワーキングプアなど自己責任・自己努力の範疇を超えた社会構造を国が是正すること、国の方向性を定めたものであると解釈しております。つまり、第2項は、貧困を直接救済してもらう権利条文ではない、一人一人が自立するための支援を国家に求めるものが生存権であり、国家に依存するものではないと考えるものでございます。

よって、貧困のスパイラルを解消するために、教育に投資することや企業活動・経済活動を活性化させることで失業率ゼロを目指すことも一つの方法になると考えております。

次に、第1項で最低限度の生活を保障することが求められており、国で各種セーフティーネットの整備が進められています。しかし、芝議員は、国の対応は不十分である、国でできないことは自治体で積極的介入する必要があるのではないかとの御意見だと思っておりますが、まず、この最低限度の生活というものの基準は人によってさまざまに異なると思っております。例えば芝議員と私のように異なると思っております。何をもちいて基準とするのか、生存権が満たされるのか、なかなか判別することは難しいと思っております。また、国の時々の状況、経済状況や文化状況によって最低限度の生活も変わってくる、国民全体の生活状況が向上すれば、福祉もよくなっていくし、今までは国の経済状態が右肩上がりであったので、福祉の充実に結びついたかと思っておりますが、現在では、国・地方合わせて1,000兆円を超える借金があり、これは、たった20年前では350兆円であったのでございますが、経済状況が逆になれば、また逆になるという、最低限度の生活は一定の絶対的な

水準を確保するものではないと考えております。

現在の情勢から、福祉を借金頼みで賄うのに限度を迎えつつあると認識しております。福祉の充実には、一方では経済の活性化、企業活動の活性化が必要であり、現在の政権がGDP600兆円を目標として打ち出しているのは評価してよいのではと考えております。

長々と述べましたが、国によって最低限度の生活について一定の基準が示されておりますので、自治体はそれに基づいて、基準として幾ら単独で上乘せして対応するのか考えることが望ましいと思います。そこで、踏み込んで行うかどうかは、自治体の財政状況にもよるし、何よりも構成員である町民の総意に基づかなければならないと考えております。以前議員が述べておられました、自治体の予算はまず暮らしの分野に充当し、残りをその他の予算に配分すればよいとの意見がございましたが、私は、上乘せ分は全体の財政状況並びに将来の財政状況を勘案して対応すべきだと考えております。

社会保障全般に関しまして、また憲法第25条に関しましての考え方は以上でございますので、以上のことを踏まえて御理解賜ればよろしいかと思っております。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 町長の御見解、お考えは賜りました。

もう時間がほぼ参りますが、今のことも含めまして、住民生活を支援する、応援していく、その仕組み上の根幹、これは社会保障の各種施策、中身はともかくとしまして、そういう位置づけに置かれているという認識は持っているのかと聞いたわけでありまして、憲法の解釈等々についてはお伺いしておりませんが、この機会にお話を伺いましたので、それはそれで賜りますが、まず、その根幹という位置づけ、これについての御認識をそう持っているのか、持っていないのか、漠とした話ですけれども、お示しいただきたいと思っております。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村正匡君） 社会保障全般についての考え方は先ほども述べたとおりでございますので、それで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 憲法の位置づけで、個人の生活の営みに突っ込んだ条文だなというのが町長の今のお話でありますけれども、その大前提として、憲法というのは、国、権力の側を縛るために国民が定めているものというのが、どこの国でも定めている近代社会における憲法ということになりますので、それに縛られて、そのもとで各種法律を整備し、国民の営み、住民生活の営み、これに資する取り組みを持つというのが、基本、憲法の上における政治のあり方ということになります。その理解は町長はありますか。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村正匡君） 先ほども最初のほうで述べたとおり、憲法とは、国家が個

人の自由に介入しないようにすることを目的に定められているものということですので、権力を縛るものというよりか、個人の自由を保障するものであると考えております。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 憲法の解釈の話になってきますが、憲法は個人の自由に介入しないというお話であります、定めているのは国民が定めている、この認識はありますか。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 憲法は国民が定めているものでございます。よって、個人の自由を保障するものとなっていると解釈しております。そこで、第25条については、そのほかの条文と違って、国家が市民生活に介入することを求めているということで、非常に際立った条文であると先ほど述べたとおりでございますので、憲法は個人の自由を保障するものということを前提にして成り立っていると考えております。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 定めている憲法のそもそもの前提条件というのは、町長も認識をともにするものと思います。

25条についてお述べでした。そこは非常に際立っているという話でしたけれども、これは見解の相違になりますが、確かに際立っています。個人の人権・尊厳に深くかかわって国を縛っている憲法というのは、そうあるものではありません。これは町長とは意見を異にしますが、これは日本国憲法の非常に優れた点、私は際立って優れた点だというふうに認識をしているところであります。

25条のあり方、各条文について町長の意見も示されました。もう20分の時間が参りましたので、これについてのやりとりということになりますと、また次回以降という話になってまいります、いずれにしても、自助・自立、お互いの助け合いの精神が大切なんやでと。国の言い方で言いますと、負担の公平性と適正化というもとに住民負担増という形に跳ね返ってきていますし、また、効率化というふうに称しまして、これまで公的負担を持っていたものを縮めてきているというのが、この間の長年の経過の推移であります。

集めたお金の使い方、また、いかにしてお金を集めていくのか、このところは、憲法の精神に沿って仕事をしていくものと私は考えておりますので、そういう点でも、意見を異にする点はあると存じますが、今後引き続き住民生活向上に向けた川西町としての進んだ取り組みを持つことを求めまして、きょうの質問を終わりにいたします。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） これをもちまして一般質問を終わります。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第5、議案第60号、平成27年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第27、議案第82号、ぬくもりの郷デイサービスセンター及びぬくもりの郷グループホームの指定管理者の指定についてまでの23議案について一括上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(寺澤秀和君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長(竹村正匡君) それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨について御説明いたします。

日程第5、議案第60号、平成27年度川西町一般会計補正予算についてから、日程第11、議案第66号、平成27年度川西町水道事業会計補正予算についてまでの平成27年度一般会計、特別会計及び水道事業会計補正予算並びに日程第12、議案第67号、川西町行政組織条例の一部改正についてから、日程第27、議案第82号、ぬくもりの郷デイサービスセンター及びぬくもりの郷グループホームの指定管理者の指定についてまでの条例の改正等について御説明いたします。

まず、日程第5、議案第60号、平成27年度川西町一般会計補正予算についてでございます。

3.歳出の部でございます。9ページをお開きください。

款1.議会費から15ページの款8.教育費までの給料、職員手当、共済費、退職手当組合負担金等につきましては、職員の配置がえ及び休職となる者による減によるもので、総額1,778万5,000円の減額をお願いするものです。

人件費以外につきましては、款1.議会費 項1.議会費において、政務活動費の執行見込額の減による120万円の減、議会費の合計につきましては、人件費の増と合わせまして244万7,000円の増額をお願いするものです。

款2.総務費 項1.総務管理費 目1.一般管理費においては、地方公会計ソフト導入による委託料118万円の増、目10.基金費においては、減債基金について前年度の繰越金の確定による6,356万4,000円の積立金の追加、10ページに移りまして、項3.戸籍住民基本台帳費 目1.戸籍住民基本台帳費においては、マイナンバー法施行に伴う顔認証システム導入に係る経費31万4,000円の増、項4.選挙費 目1.選挙管理委員会費におきまして、公職選挙法改正に伴い、選挙人名簿システムの改修に係る経費11万7,000円の増、項5.統計調査費 目1.統計調査総務費におきまして、国勢調査にインターネット回答導入による調査員報酬37万円の増、総務費の合計につきましては、人件費の減と合わせまして5,589万円の増額をお願いするものです。

11ページから12ページをお開きください。

款3.民生費 項1.社会福祉費における各会計の繰出金として、人件費の調整、保険基盤安定負担金が確定したことなどにより、国民健康保険特別会計への繰出金

といたしまして951万7,000円の増、後期高齢者医療特別会計への繰出金といたしまして285万円の増、人件費の調整、介護サービス給付費の増により、介護保険事業勘定特別会計繰出金といたしまして578万9,000円の増、その他、目1.社会福祉総務費において、臨時に民生委員推薦会開催に係る経費2万7,000円の増、目2.国民年金事務取扱費において国民年金の納付猶予制度、免除申請制度及び学生納付特例制度に関するシステム改修に係る経費42万9,000円の増、目5.ぬくもりの郷管理費において、ぬくもりの郷駐車場用地購入費に係る経費1,065万1,000円の増、項2.児童福祉費におきまして、児童手当支給見込み者増による182万5,000円の増で、民生費の合計といたしまして2,207万円の増額をお願いするものでございます。

13ページに移りまして、款4.衛生費におきましては、人件費のみで636万8,000円の増額をお願いするものでございます。

款5.農商工業費におきましても、人件費のみで132万1,000円の増額をお願いするものです。

14ページに移りまして、款6.土木費 項2.道路橋梁費におきまして、道路舗装改良工事費に係る経費351万6,000円の増、項3.都市計画費におきましては、人件費の調整と人孔補修工事における設計金額の増による公共下水道事業特別会計繰出金274万8,000円の増額をお願いするものでございます。土木費の合計といたしまして、503万8,000円の増額をお願いするものでございます。

15ページに移りまして、款8.教育費 項6.社会教育費におきましては、島の山古墳整備計画の見直しによる基本計画作成業務委託料の減による399万6,000円の減額をお願いするものでございます。16ページに移りまして、項7.保健体育費におきまして、中央体育館武道室北側に設置している倉庫の撤去工事に係る経費24万3,000円の増額をお願いするものです。教育費の合計といたしまして、人件費の減と合わせまして1,297万5,000円の減額をお願いするものです。

款9.公債費におきましては、借り入れ方式の変更に伴い、起債元金償還に係る費用3,951万3,000円の増額をお願いするものです。

款10.諸支出金におきましては、式下中学校に関しまして普通交付税の三宅町への還付費用9万3,000円の増額をお願いするものです。

7ページにお戻りください。2.歳入の部でございます。

款13.国庫支出金におきまして、主なものといたしまして児童手当及び国民健康保険基盤安定の国庫負担等により802万9,000円の増、8ページに移りまして、款14.県支出金におきましては、国民健康保険基盤安定により545万4,000円の増、款16.寄附金におきまして、ぬくもりの郷福祉施設に対する指定寄附を受けたことによる50万円の増、款18.繰越金におきまして、前年度決算の確定により1億578万2,000円の増額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ1億1,976万5,000円の増額補正をお願いするものであり、これにより、平成27年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それ

ぞれ４０億２，３２９万円となります。

次に、日程第６、議案第６１号、平成２７年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

５ページをお開きください。３．歳出の部でございます。

款１．総務費につきましては、人件費の調整により５１９万５，０００円の減、款２．保険給付費につきましては、医療費の増加に伴う支出見込みの増により３，９００万円の増額をお願いするものです。

４ページにお戻りください。２．歳入の部でございます。

款３．国庫支出金 項１．国庫負担金におきまして、療養給付費として１，０２１万５，０００円の増、項２．国庫補助金におきまして、普通調整交付金として２８７万３，０００円の増、款６．県支出金におきましても、普通調整交付金として２８７万３，０００円の増、款９．繰入金 項１．他会計繰入金におきまして９５１万７，０００円の増、項２．基金繰入金におきまして８３２万７，０００円の増額をお願いするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ３，３８０万５，０００円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成２７年度国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ１２億３，９１５万５，０００円となります。

次に、日程第７、議案第６２号、平成２７年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

８ページをお開きください。３．歳出の部でございます。

款１．総務費につきましては、人件費の調整により４４２万８，０００円の増、款２．保険給付費 項１．介護サービス等諸費につきましては、介護サービスの利用実績が当初の見込みより増えたことによるもので、目３．地域密着型介護サービス給付費におきまして２８０万円の増、目７．居宅介護住宅改修費におきまして８０万円の増、目８．居宅介護サービス計画給付費におきまして３２０万円の増、項４．高額介護サービス等費につきましても、利用見込みの増によるもので、２４０万円の増額、９ページに移っていただきまして、項５．特定入所者介護サービス等費につきましても、利用者見込みの増によるもので、１２０万円の増額、款３．地域支援事業費において、配食サービス事業について国のガイドラインの変更により、項１．介護予防事業費から項３．任意事業費に８６万４，０００円、組みかえをお願いするものです。

５ページをお開きください。２．歳入の部でございます。

介護事業の利用実績見込みの増に係るもので、款１．保険料 項１．介護保険料におきまして２２８万８，０００円の増、款４．国庫支出金 項１．国庫負担金におきまして２０２万円の増、項２．国庫補助金におきまして６４万円の増、６ページに移っていただき、款５．支払基金交付金 項１．支払基金交付金におきまして２６７万１，０００円の増、款６．県支出金 項１．県負担金におきまして１３６万円の増、項２．県補助金におきまして６万円の増、款８．繰入金 項１．一般会計繰入金におきまして５７８万９，０００円の増額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ1,482万8,000円の追加補正をお願いするもので、これにより、平成27年度川西町介護保険事業勘定特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ7億5,259万2,000円となります。

次に、日程第8、議案第63号、平成27年度川西町介護サービス事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

4ページをお開きください。3.歳出の部でございます。

款1.総務費につきましては、ぬくもりの郷特殊入浴装置などの修繕費64万2,000円の増、介護報酬改定及び介護予防サービス計画策定件数の増により、委託料28万円の増額をお願いするものです。

2.歳入の部でございます。

款4.繰越金におきまして、前年度繰越金の確定により92万2,000円の増額をお願いするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ92万2,000円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成27年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,778万8,000円となります。

次に、日程第9、議案第64号、平成27年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

5ページをお開きください。3.歳出の部でございます。

款1.総務費につきましては、人件費の調整により258万円の増、款2.後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、保険基盤安定負担金が確定したことにより、27万円の増額をお願いするものでございます。

4ページになります。続きまして、2.歳入の部でございます。

款3.繰入金におきましては、保険基盤安定繰入金及び一般会計からの繰入金について285万円の増額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ285万円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成27年度後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,420万7,000円となります。

次に、日程第10、議案第65号、平成27年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

5ページをお開きください。3.歳出の部でございます。

目2.下水道維持管理におきましては、人件費の調整及び人孔補修工事における設計金額の増により、637万6,000円の増額をお願いするものでございます。

4ページになります。2.歳入の部でございます。

款3.繰入金におきまして、274万8,000円の増額をお願いするものです。

款7.県支出金におきまして、362万8,000円の増額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ637万6,000円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成27年度川西町公共下水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,685万9,000円となります。

次に、日程第11、議案第66号、平成27年度川西町水道事業会計補正予算に

ついてでございます。

3枚目をお開きください。収益的支出でございます。

款1.水道事業費用 項1.営業費用につきましては、人件費の調整により347万5,000円を減額するものです。

次のページをお願いします。資本的支出でございます。

款1.資本的支出 項1.建設改良費につきましては、場内移動ポンプ取替工事費208万5,000円の増額をお願いするものでございます。

以上により、収益的支出第1款水道事業費用 第1項営業費用において347万5,000円の減額補正、資本的支出第1款資本的支出 第1項建設改良費において208万5,000円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成27年度川西町水道事業会計の収益的支出第1款水道事業費用は、2億1,362万円、第1項営業費用は1億9,585万4千300円、資本的支出第1款資本的支出は7,638万円、第1項建設改良費は4,340万1,000円となります。

以上が平成27年度補正予算関係でございます。

続きまして、条例の一部改正等、予算外議案について御説明いたします。

日程第12、議案第67号、川西町行政組織条例の一部を改正する条例についてでございます。

2枚目、「条例の概要」をお開き願います。

これは、本条例の根拠法令となる地方自治法の条項番号の条ずれを修正することによる条例の一部改正を行うものでございます。

次に、日程第13、議案第68号、川西町情報公開条例の一部改正について及び日程第14、議案第69号、川西町個人情報保護条例の一部改正についての2議案でございます。

議案第68号、川西町情報公開条例の一部改正について、2枚目「条例の概要」をお開き願います。

これは、条例中の用語の定義「町長」中に「公営企業管理者を含む」の追加及び公文書の定義に「電磁的記録」の追加等を行うことによる条例の一部改正を行うものです。

また、議案第69号、川西町個人情報保護条例の一部改正についてにつきましても、本条例中の用語の定義「実施機関及び公文書」を先ほどの川西町情報公開条例の一部改正についてと統一を図ることによる条例の一部改正を行うものです。

次に、日程第15、議案第70号、川西町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてでございます。

2枚目「条例の概要」をお開き願います。

これも、本条例の根拠法令となる災害対策基本法の条項番号の条ずれを修正することによる条例の一部改正を行うものでございます。

次に、日程第16、議案第71号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

2枚目「条例の概要」をお開き願います。

これは、教育職の職員に対して平成27年4月1日適用の給料表を適用するに当たり、昇給抑制の措置を定めるために、昇給に関する規定を改正することによる条例の一部改正を行うものでございます。

日程第17、議案第72号、川西町行政財産使用料条例の一部改正について及び日程第18、議案第73号、川西町公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部を改正する条例についての2議案でございます。

議案第72号、川西町行政財産使用条例の一部改正について、2枚目「条例の概要」をお開き願います。

これにつきましても、本条例の根拠法令となる地方自治法の条項番号の条ずれを修正することによる条例の一部改正を行うものでございます。

また、議案第73号、川西町公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部を改正する条例についてにつきましても、同様の一部改正でございます。

日程第19、議案第74号、川西町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

2枚目「条例の概要」をお開き願います。

これは、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、紙巻たばこ3級品の特例税制の段階的廃止、災害、盗難、病気等による町税納付猶予制度の規定の追加、及び番号法改正に伴う規定の整備等を行うことによる条例の一部改正を行うものでございます。

次に、日程第20、議案第75号、川西町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

2枚目「条例の概要」をお開き願います。

これは、さきの川西町税条例の改正に伴い、国民健康保険税の納期限の改正及び番号法改正に伴う規定の整備等を行うことによる条例の一部改正を行うものでございます。

日程第21、議案第76号、川西町介護保険条例の一部改正についてでございます。

2枚目「条例の概要」をお開き願います。

これも、番号法改正に伴う規定の整備等を行うことによる条例の一部改正を行うものでございます。

次に、日程第22、議案第77号、ぬくもりの郷グループホーム条例の制定について及び日程第23、議案第78号、ぬくもりの郷デイサービスセンター条例の制定についての2議案でございます。

議案第77号、ぬくもりの郷グループホーム条例の制定について、2枚目「条例の概要」をお開き願います。

これは、平成28年度4月から、ぬくもりの郷グループホームの管理運営を指定管理者により行うために、指定管理者の指定手続、指定期間、行う業務内容、利用料金等の必要な事項を定めるものでございます。

また、議案第78号、ぬくもりの郷デイサービスセンター条例の制定についてにつきましても、平成28年度4月からぬくもりの郷デイサービスセンターを指定管理者により管理運営を行うために、必要な事項を定めるものでございます。

次に、日程第24、議案第79号、川西町消防団条例の一部改正についてでございます。

2枚目「条例の概要」をお開き願います。

これは、消防団活動の健全な発展に寄与するために、団員の欠格事項に川西町暴力団排除条例に規定する暴力団員等を加えることによる本条例の一部改正を行うものでございます。

次に、日程第25、議案第80号、川西町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

2枚目「条例の概要」をお開き願います。これは、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行により、地方公務員共済組合法が改正され、共済年金が厚生年金に一元化されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

次に、日程第26、議案第81号、山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立についてでございます。

2枚目「規約の概要」をお開き願います。

これは、天理市環境クリーンセンターの新設・移設に伴い、一部事務組合の設立に関して、組合を組織する地方公共団体、共同処理する事務、組合の議会、執行機関及び経費等の基準等を規約により定めるものでございます。

最後に、日程第27、議案第82号、ぬくもりの郷デイサービスセンター及びぬくもりの郷グループホームの指定管理者の指定についてでございます。

これは、ぬくもりの郷デイサービスセンター及びぬくもりの郷グループホームを、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく指定管理者に社会福祉法人いわれ会を指定するものでございます。

以上でございます。何とぞよろしく慎重審議賜りますよう、お願い申し上げます。
議長（寺澤秀和君） お諮りいたします。

日程第5から日程第27までの23議案につきましては、18日に審議したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（寺澤秀和君） 異議なしと認め、18日に審議することに決めます。

以上をもちまして、本日の日程は全て了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

なお、9日から17日までは休会とし、18日午前10時より再開いたします。本日はありがとうございました。

（午前11時33分 散会）

平成 2 7 年川西町議会

第 4 回定例会会議録

(第 2 号)

平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日

平成27年川西町議会第4回定例会会議録（再開）

招集年月日	平成27年12月18日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成27年12月18日午前10時宣告	
出席議員	1番 松村定則 2番 安井知子 3番 福西広理 4番 伊藤彰夫 5番 石田三郎 6番 今村榮一 7番 松本史郎 8番 寺沢秀和 9番 森本修司 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町長 竹村匡正 副町長 森田政美 教育長 山嶋健司 理事 河井美樹 総務部長 吉田昌功 福祉部長 下間章兆 会計管理者 松本雅司 教育次長 栗原 進 水道部長 福本哲也 産業建設部長心得 奥 隆至 総務課長 安井洋次 財務課長 西村俊樹 総合政策課長 山口尚亮 長寿介護課長 堀内規世子 住民保険課長 岡田充浩	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長 吉岡伸晃 モニター係 野口明日香	
本日の会議に 付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名 議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	10番 中嶋正澄 議員	11番 芝 和也 議員

川西町議会第4回定例会（議事日程）

平成27年12月18日（金）午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第1	議案第60号 ～ 議案第82号	質疑・討論 採決
第2	(追加日程) 報告第11号	専決処分の報告について

(午前10時00分 再開)

議長(寺澤秀和君) 皆さん、おはようございます。

これより第4回定例会を再開します。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、議会は成
立いたしました。

それでは、これより本日の会議を開きます。

日程第1、先日上程されました議案第60号、平成27年度川西町一般会計補
正予算についてより、議案第82号、ぬくもりの郷デイサービスセンター及びぬ
くもりの郷グループホームの指定管理者の指定についての23議案について
一括議題といたします。

過日、当局より提案説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑通告により、2番 安井知子君。

2番議員(安井知子君) 議案第77号、ぬくもりの郷グループホーム条例の制定に
ついてお伺いいたします。

グループホームは地域密着型であるため、川西町の住民のみが入所できると思
っていますが、第9条において、「家賃は月額5万円とする。但し、利用者が入
居することとなった日から起算して前1年間継続して川西町に住所を有していた
場合は、月額2万円とする」と規定していますが、その考え方について教えてく
ださい。

また、第10条において、「利用者は、指定管理者に対し、グループホームの
入居に際して入居時における3カ月分の家賃に相当する金額を納付するものとす
る」と規定していますが、低所得者対策として敷金を廃止してはどうかと思いま
すが、いかがなものでしょうか。

次に、議案第82号、ぬくもりの郷デイサービスセンター及びぬくもりの郷グ
ループホーム指定管理者の指定についてお伺いいたします。

指定管理者の募集に当たり、施設利用相当額として、各会計年度における営業
利益の10%で公募したところ、20%で提案されたとのことですが、過去の実
績から具体的な金額をお教え願いたいと思います。

最後に、9月の厚生委員会でも要望しましたが、補正予算案等の予算関係の議
案書について、内容が具体的にわかるよう工夫をお願いできれば、私たちにもっ
とよくわかるかと思えます。

これをもちまして質疑を終わります。

議長(寺澤秀和君) 部長。

福祉部長(下間章兆君) それでは、ただいまの安井議員の質疑に対しまして、私の
ほうからお答えさせていただきます。

今回の議案第77号、78号で提案しております条例制定につきましては、現
在、おのおの運営規則で規定しているものを、指定管理者制度を導入することで
運営基準を条例に規定する必要性がありましたので、現行の運営規定と同基準に
より条例制定するものです。

家賃につきましては、入居できる方は、議員お述べのように川西町の住民のみということになっておりますが、これは原則でありまして、他の市町村から入居の協議があった場合、グループホームに空き室があり、町内の方の入居が当分見込めないと判断できる場合に限り、他市町村に住所を有する場合であっても入居を認めるといったことがありますので、このような規定とさせていただいております。

次に、敷金を頂戴しているのは、入居者の過失等によりまして居室を損傷した場合、その敷金を修理等に充てるために徴収させていただいております。当然、修理等の必要がない場合につきましては、退去の場合につきましては全額お返しさせてもらっているということですので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第82号、ぬくもりの郷デイサービスセンター及びぬくもりの郷グループホームの指定管理者の指定について質疑がございましたが、指定管理者の募集をしましたところ、応募者は社会福祉法人いわれ会1法人でした。当該法人の収支計画上の営業利益は100万円程度を見込まれておりますので、平成28年度、初年度の納付額は20万円前後になるのかなというように想定しております。収支計画の収支内訳書を拝見しますと、当該施設は平成24年度を頂点に年々利用者が減少傾向にあります。その延長線上で見込額の試算をされたのかなというような形が計画上うかがわれます。いわれ会の提案説明では、指定管理者として専門能力を発揮されまして、当施設の効果的・効率的な活用が十分期待できるというように私どもは判断させていただいております。

また、当該法人は、長年の高齢者福祉事業及び当町におきまして15年間の事業運営及び管理経験がありますし、地域福祉高齢者支援の実績もお持ちですので、今後を期待していると。法人さんももっと活発にしたいという形で提案されておりますので、今後もうちょっと収益が上がるかなというふうに思っておりますので、御理解いただけたらと思います。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 安井知子君。

2番議員（安井知子君） グループホームとは、在宅介護ができなくなり、ホームに入所して自立支援を受けて帰宅を目指すのがグループホームの最初のあり方でした。でも、実情は、症状が重くなり、特別養護老人ホームへと移送されることばかりを聞きます。

いかに指定管理をするとはいえ、後ろに見え隠れする官の信用が大きく、多くの方が入所を希望していると思います。いろいろな入所ハードルをつくることによって、地域密着型であり、川西町町民のみが入所できるはずなのに、気がつけば他町村の人が入所しているという結果を招きかねません。この点こそ指定管理者と話し合っておくべきだと思います。

また、施設を建てるに当たり、いろいろな銀行への借金返済、建物・備品等の減価償却、いろいろな経費は、一般のグループホームよりも助かっていると思います。利益の10%から20%ではなく、売り上げの10%から20%を考える

べきではないかと思ひます。

今おっしゃいましたように、以上のことから一層の企業努力が必要ではないかと思ひます。

終わります。

議 長（寺澤秀和君） 福祉部長。

福祉部長（下間章兆君） ただいま意見を頂戴しました。当特別会計の平成26年度の決算を見ますと、グループホームだけの運営事業におきましては赤字となっております。デイサービスセンターにつきましては、利用者の増減等がございますけれども、若干の黒字、両施設を合わせますと、やはり赤字という形になっておりまして、会計上、26年度決算を見ていただきましても若干の黒字という決算になっておりますが、それは、地域包括支援センターが作成しているケアプランの報酬が460万円ほどありますので、その分を含めますと、26年度決算も若干の黒字となっております。グループホーム、デイサービスセンターのみで言いますと、収支とんとか、あるいはグループホームの入居者の状況によりまして赤字という形になります。

議員おっしゃるように、利益でなしに売り上げをという形で提案していただいております。その辺につきましても今後事務局のほうで十分検討させてもらいまして、次回の指定管理者の募集の折には検討させていただきたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 安井議員が利益の10%ではなく売り上げの10%というお話ではございましたけれども、業者のほうへの締めつけが余り強くなると、住民さん、入居者へのサービスが減額するおそれがございますので、役場に納めるお金よりも住民さんへのサービスを——私個人の意見としては、もうちょっとサービス拡充にその分つなげていただきたいと思ひますので、この辺につきましても、事務局のほうでは検討するとは申しておりますけれども、御配慮いただければなと考へております。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 総務部長。

総務部長（吉田昌功君） 続きまして、議員御要望の予算書につきましては、先般の厚生委員会におきまして決算様式についてお答えしましたように、予算書の様式についても、地方自治法施行令第144条第2項で、同施行規則第15条の2に規定されている様式を基準としなければならないとされております。予算書につきましては、当該様式のとおり作成させていただいております。

ただ、予算の内容につきましては、予算書では御理解していただきにくい部分があつてはいけませんので、本議会におきまして、その内容の提案説明をさせていただいているところがございます。また、議案書につきましては、事前にお配りしていることもございますので、予算に示される事業について御不明な場合は、個々の担当課に内容の御確認をしていただくのがよいのかなと考へております。

何とぞ御理解をよろしくお願いします。

議長（寺澤秀和君） 安井知子君。

2番議員（安井知子君） ありがとうございます。私は新米で、よくわからない点は反省します。でも、規格どおり、それはわかりますが、もう一言二言で随分わかりやすくなると思います。その親切さがなければ、10個の数字の羅列です。それを見て理解するのは非常に難しいと思うんです。あと一言二言書いていただければ、よくわかると思うんです。それでお願いしたんです。

終わります。

議長（寺澤秀和君） 次に、11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番、芝和也です。それでは、提出されております一般会計予算で、予算の執行状況について2点お伺いいたします。それと、もう1点、条例関係ですけれども、山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立に関してお伺いをいたします。

予算の執行状況ですけれども、一つは駅前整備に関してであります。

現在、来年春から向こう5年間の計画で準備が進められている旨、計画の進捗は伺っているところであります。その中で、駅舎の改築も含めまして駅前周辺整備という内容になっておりますが、当初の案からしますと、駅舎の改築等を手がけていくことによって、予算の出動も相当高額が必要になってまいりますので、その辺、近鉄とも、どうしていくのか、内容の変更等いろいろ手も尽くしていただいているようではありますが、現時点ではその計画には大きな変更はないようで、協定を結んでいくという時点まで来ているかと存じます。

協定が結ばれるまで時間的にももう幾らもないようでありますので、その辺、計画の再考をどうしていくのか。非常に難しい問題ではありますけれども、改めて協定を結ぶに当たりまして、いま一度踏みとどまって、その辺の整備計画全体の内容をニーズに基づいてきちんと整理をして、方策を練り直していくという考えはあるかないか、その辺についての町長の御所見を、協定を結ぶ前の段階として、いま一度確認、お聞きしておきたいと思っております。

それから、先ほども議会が始まる前に進捗状況の説明を伺いましたが、まち・ひと・しごと創生戦略についてであります。

これは、国の法律のもと、国からの号令で全国の自治体が人口問題等向こう5年間の計画を定めていくということになっているわけでありまして、いざれにしましても、全国の全ての自治体が一斉にその取り組みを進めている、こういうことになりますので、極論しますと、どう人口を維持していくかということになりますと、それぞれの市町村が決まっている日本全体の人口の中でどこに住んでもらうかということで、奪い合いになるような取り組みだと言わざるを得ないというふうに思いますし、それぞれ市町村が何ぼ何ぼでとどめたいという数字も出してきていますけれども、これを全部積み上げていきますと、その時点での日本の人口ががばっと膨らんでいるというようなことにもなりますので、そういう点でいっても、なかなか人口問題解決に向けた本質的な取り組みとは到底言え

る状況にはないというふうに考えているところであります。とりあえず、こういった問題、国の号令のもとに市町村に手がけよということで進められているんですけれども、町長の受けとめとしては、その辺はいかががお考えか、お聞きしておきたいと思います。

加えて、人口が減るということは確実な話でありますし、それを踏まえてどうとどめていくのかということでもいろいろ模索しているという話でありますけれども、減るなら減るで、減るなりの計画をきちんと立てて、目標といいますか、減るなりの計画に沿った取り組みが、住民生活にとって一番身近な市町村の取り組みとしては必要ではないかと思いますが、その辺、将来ビジョンを仕上げる上で、町長のお考えはいかがでありますでしょうか。お尋ねをいたします。

次に、条例関係についてであります。

山辺・県北西部広域環境衛生組合のいわゆるごみ焼却場建設についてでありますけれども、川西町の立ち位置としましては、事態がどう動いていこうか、それに乗っかっていくしかありませんので、そういう点で天理市や他団体の施設で処理をお願いしているというこれまでの立場といいますか、置かれている町の位置がありますので、この辺、このごみ焼却場建設問題がどう推移していこうか、今提案されている規模での施設になろうかなるまいが、いずれにしても川西町としてはそれに乗っかっていくという形は変わらないものと思います。

この辺、住民の皆さんに対する周知の方法についてどうなさっていくのかをお伺いしておきたいと思います。

それと、資源化の取り組みでありますけれども、今までは川西町が処理を天理市にお願いするという関係でありましたので、天理市の取り組みに乗っかっているということでしたけれども、今度は一部事務組合で、行政の一翼を担っている構成団体の一つということにもなっておりますので、その辺、新施設の中で本町の立ち位置が変わりますから、資源化の提案もどンドンしていけるものではないかというふうに考えます。

その辺、一層の資源化の促進、廃棄物の減量等に取り組む意向についてお伺いしておきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長（寺澤秀和君） 理事。
事（河井美樹君） 私のほうからは、芝議員の駅前整備についての御質問にお答えいたします。

現在、近畿日本鉄道株式会社と、駅舎などの整備費縮減を図るさまざまな手法を提案・協議しているものの、将来の維持管理費が増大してしまうなど、総合的に判断すると、現計画に変更が生じていないのが現状でございます。

また、現計画には、平成24年に実施した住民意向調査結果により、踏切が狭い、東側に改札口の設置、駅構内踏切の廃止などが多数を占めており、住民のニーズを盛り込んだ計画となっております。

近鉄との協定締結の案につきましては、駅舎、駅前広場、踏切拡幅整備に係る

基本協定締結の事務を進めておりますが、整備事業を町と近畿日本鉄道で連携して取り組むという基本的な協定であり、協定の中で、計画に変更が生じたときは協議して定めるという内容としております。また、各整備を実施するに当たり、整備費用負担区分、維持管理区分及び方法の詳細については別途協定を締結することとしているため、平成28年度より事業を進める中で、住民ニーズを再度整理するとともに、地域住民、各関係機関の意見及び提案により、計画の見直しが必要な部分については再検討・協議してまいりたいと考えております。

結崎駅周辺整備は、多額な事業費を費やしての町の一大事業であり、川西町の玄関口である結崎駅の利便性の向上を図り、安心安全なまちづくりはもとより、住みやすい、住んでみたいと思っただけのような魅力あるまちづくりに取り組むことが人口増加の一翼を担えるのではないかと考えております。

議員各位におかれましても、整備につきまして御意見・御提案がございましたら御教示いただくとともに、町一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、まち・ひと・しごと創生戦略についてお答えいたします。

議員の皆様も御記憶されていると思いますが、平成26年5月、元総務大臣の増田氏が座長を務める日本創成会議が発表した消滅可能性都市をきっかけとして、人口減少が大きく注目され、現在、国や地方自治体におきまして、人口減少問題に歯どめをかけるためのまち・ひと・しごと創生に取り組まれております。

まち・ひと・しごと創生につきましては、まち・ひと・しごと法第10条に基づき、市町村は、国及び県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、市町村計画を定めるよう努めることとなっております。その市町村計画の基礎となるものとして、各市町村ごとの将来の人口推計や目標人口を定めることとなっております。将来の人口推計につきましては、国の研究機関である国立社会保障・人口問題研究所の作成しました地域別将来推計人口の考え方により、目標人口の設定は、出生・死亡の自然動態、そして転入・転出の社会動態の視点から設定を行います。

ちなみに、国立社会保障・人口問題研究所では、川西町がそのまま何の施策も講じなければ、2060年には人口が4,000人を割り込むと推計されております。これまでの人口経過や国の研究機関の推計からも、人口減少のトレンドは避けられない事実です。「人口が多いまち＝よいまち」とは言い切れるものではありませんが、人口減少に抗うのではなく、人口減少に適応していくことが重要と考えております。

先ほど議員がお述べのとおり、各自治体がおのおの人口減少に歯どめをかける施策に取り組むことは、自治体間の人口の奪い合いという側面は否定できないと思います。しかしながら、本町が将来にわたって持続的に発展するためには、何らかの適切な施策を講じなければならないのは自明のものと考えております。どのような施策を講じていくべきかを定めた川西町まち・ひと・しごと総合戦略を今後策定していくこととなりますが、その策定につきましては、本町議会議長、

副議長にも御参加いただいております川西町まち・ひと・しごと創生会議の議論も参考にし、本町の人口減少対策に取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上です。

議長（寺澤秀和君） 福祉部長。

福祉部長（下間章兆君） 私のほうから、山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立についてお答えさせていただきます。

今回、議員御質問の設立につきましては、平成35年度から稼働を目標に現在計画が進んでいる近隣10市町村によるごみ処理の広域化について、平成28年4月に事務組合の設立に向け、今議会において設立のために必要となる組合規約についての承認議案を上げさせていただいているところです。

御承知のとおり、川西町においては独自のごみ処理施設は所有しておりませんので、現在のところは天理市への処理委託を継続するほかには手だてはございません。よって、天理市において広域化し、新たに、新処理場建設事業が、稼働当初の初期費用等はかさみますが、長期的に見れば効果的であるとなれば、川西町とすればそれに参加していくほうがよいのではないかなと考えております。

それから、住民の皆様への進捗状況のお知らせにつきましては、現段階では詳細には何も決まっておりません。今後、事務組合が設立されましたら、だんだんと詳細等も明らかになっていくと思われまますので、必要に応じて随時広報等でお知らせしていきたいと思っております。

また、資源化に関してですが、前回、9月議会におきまして、紙類の資源化について、町の回収よりも各自治会や資源回収団体に回収していただくほうが有効であり、町としても広報等を充実してごみの資源化及びごみの減量化に力を入れていきたいと回答させていただいたところでございますので、その旨、よろしく御理解いただけたらと思います。

また、町独自での分別収集のメニューを設けることですが、新施設の受け入れ体制にもよりますので、詳細はまだわからない現段階では、新たに設定することは見送りさせていただきたいと考えています。新施設の計画が進むにつれて資源ごみ等の種別や処理方法の詳細が判明してくると思われまますので、現在と変更点がありましたら随時お知らせし、住民の皆様にも御協力をお願いすることになりますので、今後詳細が判明してまいりましたら、先ほどの進捗状況とあわせて広報等を通じてお知らせしたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（寺澤秀和君） 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 重ねてお伺いをいたします。まず、駅前整備についてであります。

理事から説明がありましたように、現状の計画は住民のニーズに応じた形で、当初の案、南北の踏切の拡幅、構内踏切の廃止、東側の入り口、この辺が大きなテーマであります。先ほどの説明でもありましたけれども、漠と30億円前後の規模の投資になるという計画でありますし、町の持ち分はほぼその半分ぐらいと

いうふうな状態になるわけですので、それなりの投資額の事業になってくるかと思えます。鉄道会社の近鉄からしますと、利用状況等をシビアに見込みまして、駅舎の改築等はうちは要らんというのが基本的な立場ですから、今の計画は、形の上では川西町住民が駅舎を建てて近鉄に使ってもらうという形になっていくというふうなことであります。確かに玄関口ではありますが、その整備に力を入れることによって、それが魅力あるまちとして認知を受けて、人を呼んで人口増につながっていくというふうな単純なものでは決してありませんし、その辺、用意周到に必要な手だてをとるということで、きちんと計画を練り直すという視野も外せないのではないかとこのように思います。

アポがとれたら、とにかくもう協定を結ぶ段階まで来ているということですので、年内はとれなかったんですか、結局。（河井理事「基本協定ですよ。今、うちのほうで中身について精査している最中ですので。」と呼ぶ）

今聞いているのは、アポがとれたらというふうに聞いているから、年内になるし、とれなかったら年明け早々協定を結んでいくということですので、具体的には年内にいつ幾日とれたという状況ではないかというふうに思いますが、そういう段階ですので、その辺、町長としては、ゴーサインを出すトップの姿勢として、基本的にさっきの理事からの答弁のとおり現行計画でいくという姿勢は変わらないということなのかと思いますが、いま一度確認しておきたいというふうに思います。

相当の投資になりますし、関係ありませんけれども、近鉄という名前が、近寄ると金を失うと書きますので、そういう点で言うと、計画の中身を密にして、近寄っても金を失わんようにする必要は、住民の皆さんの暮らしを預かる行政のトップとしては当然必要ではないかというふうに思います。単純に15億のお金ということになりますけれども、仮に1,000万円の住民の暮らしの施策を何かしたとしたら、毎年毎年1,000万円使っても150年ぐらいできる施策になりますから、それと同じことを一つの整備開発に使うというふうな観点で、尺度、はかり方は全然違いますけれども、そういうことにもつながる話でもありますし、その辺、有効な財政出動に向けた考え方を確認しておきたいと思えます。

それから、人口ビジョン、まちづくりについてでありますけれども、町長御自身、いろいろと施策を打って、住民人口をどうとどめていくかということについては見識をお持ちだというふうに思えます。ただ、この取り組みは、国が法律を定めて全市町村に対して今やっている話でありますけれども、それが人口問題解決の本質的な取り組みではないということ、その点について町長御自身はどう押さえておられるのか。とにかく国が法で定めて全部の市町村が取り組むということですので、やっていかんとしやあないですけれども、数字合わせとか、いろんなソフトメニューとか、各自治体が全国で皆組みますけれども、それぞれの自治体が必要妥当な規模の目標を持って、それを維持するために手がける内容ですから、それぞれがこういうメニュー、こういうメニューというふうに設けてくることとなります。日本全体に住んでいる者が、そのメニューの中からどこに住もう

かというて移り住むというだけの計画というのが基本的な流れということであり
ますので、その辺、本質的な問題として町長自身はどう押さえておられるのか、
その所見を聞いておきたいと思います。

それから、ごみ処理場の建設ですけれども、現在川西町には施設がありません
から、天理市に処理をお願いするという関係であります。今度は一部事務組合と
いうことになりますので、一つの行政の一員という形になりますので、その点で
は立ち位置は大きく変わってくるかなというふうに思っています。住民への周知
については、計画の内容が具体的に決まってきたら、その都度状況に応じて周知
をしていくということでしたので、それはそれで進めていただけたらいい
と思いますが、今まではお願いするという立場から、今度は処理をする主体の一
員になるわけですので、そういう点で言いますと、ごみの資源化については主体
的に提案をし、一緒に取り組んでいく一員という立ち位置になってくるかという
ふうに思います。

その辺、再生資源というのは、ごみ減量に関しては非常に重要視される問題で
すし、また、エネルギーの問題としても、廃熱とか、そういうふうなものを利用
して新たな再生エネルギーとして使われていくということについては、技術が日
進月歩で上がってきていまして、非常に現実的な課題になってきているというこ
とでありますので、そういう意味でも、再エネの問題も含めまして、資源化に向
けての取り組み、意気込みの点をどう踏まえておられるのか、本町のごみの減量
も含めまして、その辺のところでも重ねてお伺いしておきます。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 町長。
町 長（竹村正匡君） まず、駅前整備の件でございますけれども、芝議員が言わ
んとしていることは、近鉄の判断としては駅員の撤退等、縮小しているのは、現
状の利用客から結崎駅についてそんなに重視していないんじゃないかというよう
な意味合いも含まれていたかと思うんですけれども、一事業者としては、やはり
現状の収益のみの判断になってきまして、まちづくりについては余り考えていな
いと思いますので、やはりここは行政が乗り出す必要があるのではないかなと考
えております。

駅前開発のみで人が増えるというような単純なものではないということござ
います。それは私も考えておまして、駅を核として今後どのようにまちづく
りを進めていくかというのはしっかり考えていきたいと思っております。

また、駅前開発に係る費用を福祉に回すことのほうが先決ではないかというこ
とでございますけれども、まち・ひと・しごと創生戦略の件でもお話ししました
とおり、何もしなければ人口は減少してしまうと。こういった開発も必要である
と思えますし、それをやらなければ、まち自体が縮小均衡して、ひいては財政余
力もなく、福祉に回すお金もなくなってくると考えておりますので、まずは駅前
開発を中心として人口維持・増加につながる施策を打つことで、それで生まれた
お金を福祉に回すような施策をとっていききたいと考えております。

計画につきましては、住民の皆様のニーズに応えるに当たっては、近鉄との交渉の結果、現状の計画でないと解決できないのではないかと考えておりますし、特に今のところ、住民の皆さんから、ニーズに応えずに現状のままでいいというような反対の意見も特には聞いておりませんので、現行の計画のまま進めたいと考えておりますが、委員会もございますし、議員の皆様からの御意見は真摯に受けとめたいと思っております。

また、次のまち・ひと・しごと創生戦略についてということで、日本の総人口が減少する中、計画自体が自治体が人を奪い合うような取り組みではないか、本質的な取り組みとは言えないということをございますけれども、本質的な取り組みというのはどういったことを指しているのかわかりませんが、先ほど理事が申しましたとおり、人口増また維持を図る上で、転入者に期待することは一種やむを得ないのかなと思っておりますのでございます。

あと、ごみの資源化等につきましては、先ほど部長が申しあげましたとおり、各自治会や資源回収団体に回収していただくほうが有効であると考えております。また、今後の広報でごみの減量化についても積極的に取り上げたいと思っておりますので、その辺で御理解をお願いしたいと思います。

以上です。（芝和也君「行政の一員となるということについての受けとめ、踏まえ、その辺はどうですか。ごみ処理行政を委託、お願いしているという立場から、主体者となることで。」と呼ぶ）

組合の設立について今回議案を上げさせていただいて、議員の皆様から御賛同を得たいと思っておりますけれども、まだ設立の段階でございますので、今後組合の中で積極的に提案させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（寺澤秀和君） これをもって質疑を終わり、これより討論に入ります。
討論ありませんか。
安井知子君。

2番議員（安井知子君） 議案第77号、ぬくもりの郷グループホーム条例の制定について、これは、川西町があのように立派な建物を建て、福祉施策を手がけた所信、意義、目的を考えたとき、年金が少なくお金がない人、身内の援助のない人がスムーズに入所できることが大切です。そして、あのホームがあることは、大きな希望の光となると思います。

このとき、3カ月分の敷金という入所ハードルを取り除くことは、たった9人のグループホームでは大変必要ではないかと思ひ、この条例に反対させていただきます。

終わります。

議長（寺澤秀和君） ほかに討論ありませんか。
芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番、芝和也です。それでは、今般上程の議案第60号、平成27年度一般会計補正予算についてより、議案第82号、ぬくもりの郷デイ

サービスセンター及びぬくもりの郷グループホームの指定管理者の指定についてまでの補正予算案7本、条例案など16本の全23議案に対する討論を行います。

態度表明は、全議案賛成の立場からのものであります。

まず、補正予算の関係であります。一般会計では、マイナンバー法など新たな仕組みづくりに関して生じる諸費用の増額、ぬくもりの郷駐車場用地の確保、起債の計画変更による償還額の発生、管理物件の補修等を初め、人事異動に伴う人件費の調整や各特別会計への法定分の繰り出し等々、執行中の予算見込みが固まってきたことに伴う増減調整を経て生じた余剰金を減債基金への積み立て処理を行うものであります。今般の予算補正に関しては妥当な処理がそれぞれなされているものと判断いたします。

特別会計におきましても、給付費の増額等、必要な手だてを講じるべく法定されている必要な予算措置でありますし、下水道におきましても、設計単価の変更に伴うものであり、水道におけるポンプの取替工事もそれぞれ必要不可欠な補正が組み込まれているものと判断いたしまして、7本の各補正予算案については賛成いたします。

今般の補正を通じて、依然、本町の財務全体については引き続きそれなりの体力が維持・温存できているものと判断いたします。この体力をいかに発揮するかについては、その視点の持ち方いかんでは施策の行方にも違いは生じるものと心得ます。自治体の本分は、住民の皆さんの安全を図り、その暮らしの応援にあることは自治法に規定されているとおりでありまして、改めて言うまでもありません。そういう点でも、備えた体力を憲法と自治法に照らして存分に発揮し、本町が住民の意に沿い、願いに応える、身近で役立つ存在として、その役割をしっかりと担い、竹村町長を初め理事者各位はもとより、職員一同一丸となられまして、住民要求の要としての発展を目指して職務に当たられんことを引き続き申し添えるものであります。よろしくお願いいたします。

次に、関係条例であります。そのうち67号、70号、72号、73号、74号、75号、76号、80号の8本の条例案は、それぞれ根拠を置く上位法の改正に伴う改定でありますし、68号の情報公開条例においては、実施機関に公営企業管理者を加え、公文書の管理に関して時代の状況により密接にする整備を行い、それに伴い、69号の個人情報保護条例に関しましては、情報公開条例の対象となる公文書の定義を統一するものでして、適正妥当な改定であると判断いたします。

こうした自治体が管理している情報であります。それは、住民の皆さんに雇われて管理しているわけでありまして、本来、求めに応じてオープンになってしかるべきであります。しかしながら、諸般の事情から、その開示には当然ルールと秩序をしかざるを得ません。個人情報の漏えい等は決してあってはなりません。これらを踏まえ、厳格に管理して運営しながらも、求められまでもなく、大いに情報の発信者として住民の皆さんとの意思の疎通を密にしながら町政の発展に当たられんことを求めるものであります。

71号の給与条例の改正であります。これは対象事象が生じたためであり、事務処理的には適正になされているものと心得ますが、いずれにしても、職員給与の一つの基準でありますラスパイレス指数で見ると、本町職員はその基準が低いのが実態です。この指数、基準に照らして整合性をとるべく、適切な手立てを講じられんことを引き続き求めておきます。

77号、ぬくもりの郷グループホーム条例、78号、ぬくもりの郷デイサービスセンター条例の制定についてであります。これにより、両施設が指定管理により管理運営を行うためのものであります。本年6月議会で規定されています福祉施設条例の改正の折にも触れましたように、指定管理になってようになったと利用者の皆さんから言われて当たり前であります。その点、町としても適切に対処され、力を尽くされんことを申し添えると同時に、当該施設が本町住民の介護保険のよりどころの一つとして一層定着・発展することを祈念するものであります。

79号、消防団条例の改正は、消防団員の欠格事項に暴力団員等を加えるものであり、妥当な改正内容と判断いたします。

81号、山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立につきましては、天理市の施設移転に関係してくる問題です。本町の立ち位置としましては、どうあれ、ついていくしかありません。参加するしかない問題ですが、対住民サービスにおいて、従前に比してその内容が後退するようなことが生じてはマイナスであります。そこは、この組合が立ち上がりましたら、これまでの処理をお願いする関係から一部事務組合行政の構成市町村の一つになるわけであり、立ち位置上もしっかりすることからも、再資源化や廃熱などを利用した再生エネルギー技術も近い将来実用化される見通しも立ってきています。それらも含めた総合的な視野で衛生環境行政の一翼を担うべく、町長も組合の中で提案していくと、先ほどの質疑でもお述べでしたけれども、力を尽くされんことを申し添えておくものであります。

最後に、82号、ぬくもりの郷での2つの業務をいわれ会に指定管理する件に関してあります。先ほども触れましたように、利用者の皆さんに喜ばれる施設として、町がその役割をしっかり担うことを重ねて申し上げまして、今般上程されました全ての議案に対しましては賛成する次第であります。

以上、議案第60号、平成27年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第82号、ぬくもりの郷デイサービスセンター及びぬくもりの郷グループホームの指定管理者の指定についてまでの23議案に対する討論を終わります。

議長（寺澤秀和君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（寺澤秀和君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第60号から議案第66号までの7議案について、賛成の方の挙手を求め

ます。

(挙手する者あり)

議 長(寺澤秀和君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第67号から議案第76号までの10議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(寺澤秀和君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第77号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(寺澤秀和君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第78号から議案第82号までの5議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(寺澤秀和君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

報告第11号、専決処分の報告についてを追加議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(寺澤秀和君) 異議なしと認め、日程第2に追加し、議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長(竹村匡正君) それでは、追加にて上程いたしました日程第2、報告第11号、専決処分の報告について御説明させていただきます。

2枚目をお願いします。これは、平成27年11月2日午後2時25分ごろ、役場駐車場において、川西町在住者所有の軽自動車に本町職員の運転する公用車が接触し、軽自動車に損害を与えたため、その損害の賠償を行うものでございます。賠償の金額は、7万9,851円です。

これは、町長の専決処分事項に関する条例第2号により損害賠償額を確定させていただくもので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

以上です。

議 長(寺澤秀和君) ただいま町長から報告のありました報告第11号、専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項の規定による報告事項でありますので、御了承願います。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、一言お礼申し上げます。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ議会運営に御理解ある御協力をいただきましたことに対し、議長として厚くお礼申し上げる次第でございます。

また、町長を初め理事者各位におかれましても、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力いただき、その御苦勞に対してまして厚くお礼申し上げます。また、成立を見た各議案につきましても、町民の声として尊重していただき、適切なる運用をもって進められ、町政の発展のため一層の努力をいたされんことをお願い申し上げます。

さて、本年も残すところわずかとなり、寒さもひとしお身にしみる頃となりました。皆様におかれましては、お体を御自愛くださいませ、輝かしい新春を迎えられますようお祈りいたしますとともに、公人として節度をもって行動されんことを願ひまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

それでは、閉会に当たりまして、町長より閉会の挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長（竹村正匡君） 平成27年川西町議会第4回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました各議案につきまして、慎重に御審議を賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

審議を通じまして議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（寺澤秀和君） これをもちまして、平成27年川西町議会第4回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前10時54分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年12月18日

川西町議会
議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
議案第60号	平成27年度川西町一般会計補正予算について	12月18日	原案可決
議案第61号	平成27年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	12月18日	原案可決
議案第62号	平成27年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	12月18日	原案可決
議案第63号	平成27年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について	12月18日	原案可決
議案第64号	平成27年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について	12月18日	原案可決
議案第65号	平成27年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について	12月18日	原案可決
議案第66号	平成27年度川西町水道事業会計補正予算について	12月18日	原案可決
議案第67号	川西町行政組織条例の一部改正について	12月18日	原案可決
議案第68号	川西町情報公開条例の一部改正について	12月18日	原案可決
議案第69号	川西町個人情報保護条例の一部改正について	12月18日	原案可決
議案第70号	川西町災害対策本部条例の一部改正について	12月18日	原案可決
議案第71号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	12月18日	原案可決
議案第72号	川西町行政財産使用料条例の一部改正について	12月18日	原案可決
議案第73号	川西町公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部改正について	12月18日	原案可決
議案第74号	川西町税条例等の一部改正について	12月18日	原案可決
議案第75号	川西町国民健康保険税条例の一部改正について	12月18日	原案可決
議案第76号	川西町介護保険条例の一部改正について	12月18日	原案可決
議案第77号	ぬくもりの郷グループホーム条例の制定について	12月18日	原案可決
議案第78号	ぬくもりの郷デイサービスセンター条例の制定について	12月18日	原案可決
議案第79号	川西町消防団条例の一部改正について	12月18日	原案可決
議案第80号	川西町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	12月18日	原案可決
議案第81号	山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立について	12月18日	原案可決
議案第82号	ぬくもりの郷デイサービスセンター及びぬくもりの郷グループホームの指定管理者の指定について	12月18日	原案可決

